

## 令和4年第2回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 令和4年4月21日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年4月21日 午前9時宣告

開 議 令和4年4月21日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	池内 伸雄
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。  
13番 永田 耕朗 14番 藤原 健祐

令和4年第2回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和4年4月21日 午前9時開議

- |      |        |                                                  |
|------|--------|--------------------------------------------------|
| 日程第1 |        | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第2 |        | 会期の決定                                            |
| 日程第3 |        | 町長挨拶                                             |
| 日程第4 | 報告第4号  | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）                  |
| 日程第5 | 報告第5号  | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）                  |
| 日程第6 | 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて（集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定について）     |
| 日程第7 | 承認第3号  | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）      |
| 日程第8 | 承認第4号  | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第9 | 議案第43号 | 令和4年度佐川町一般会計補正予算（第1号）                            |



議長（西森勝仁君）

おはようございます。ただいまから、令和4年第2回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に先駆けまして、4月に役場の機構改革と町職員の人事異動がっております。

佐川町議会先例集の定めるところにより、新任者の紹介をしますので、御起立ください。

総務課長（片岡和子君）

この4月で総務課長を拝命した片岡です。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

4月の機構改革でまちづくり推進課長を拝命いたしました、岡田秀和です。よろしくお願いいたします。

会計課長（梶原枝理子君）

4月より会計管理者兼会計課長を拝命しました。よろしくお願いいたします。

税務課長（真辺美紀君）

皆様おはようございます。この4月より税務課長となりました真辺です。よろしくお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

この4月より教育次長になりました廣田です。よろしくお願いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

4月の人事異動により建設課長を拝命しました藤本です。どうぞよろしくお願いいたします。

農業委員会事務局長（吉野広昭君）

農業委員会、吉野です。よろしくお願いいたします。

町民課長（池内伸雄君）

4月から町民課長となりました池内です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上の方々です。よろしくお願いいたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、13番、永田耕朗君、14番、藤原健祐君、両名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3、町長挨拶を行います。

町長(片岡雄司君)

皆さんおはようございます。

本日は令和4年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。心より感謝を申し上げます。また、日ごろは町政運営全般に対しまして議員の皆様には御指導御協力を賜りまして、この場をお借りしまして心より厚く御礼を申し上げます。

新年度が始まりまして、20日余りが過ぎました。4月は入学、進学、そして就職など人生の大きな節目の時であり、住民の皆様にはそれぞれに夢や希望をもって大きく羽ばたいていただきたいと思っております。役場としましても、令和4年度の人事異動も行い、新たな気持ちと元気を持って行政運営に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、全国的にオミクロン株の派生型のBA.2への置きかえが進み、再び感染者が増加傾向に転じている可能性もあります。佐川町におきましても新規感染者につきましては減少傾向ではあるものの、連日のように感染者が報告されている状況でございます。引き続き、感染予防対策に御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

本臨時会では工事の請負契約の変更契約締結についての専決処分の報告が2件と、専決処分の承認が3件、並びに令和4年度一般会計補正予算の以上の6件を上程させていただいております。

議員の皆様におかれましては何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(西森勝仁君)

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第4、報告第4号、専決処分の報告について、日程第5、報告第5号、専決処分の報告についてまで、以上2件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件について御説明を申し上げます。

報告第4号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告につきましては、令和2年度・3年度佐川町デジタル防災行政無線システム整備工事の変更契約の締結を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年3月25日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

変更額は45万3,200円の減額で、減額の要因は戸別受信器のアンテナ設置、施工数が見込み件数を下回ったことによるもので、変更後の契約金額は2億5,067万3,500円であります。

続きまして、報告第5号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告につきましては、令和3年度佐川町立佐川小学校大規模改修工事の変更契約の締結を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年3月15日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

変更額は209万8,800円の増額で、増額の要因は校舎屋上の防水工事面積の増加及び2階渡り廊下への転落防止柵設置の追加によるもので、変更後の契約金額は9,141万6,600円であります。

報告は以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（西森勝仁君）

報告が終わりました。2件一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定について）、日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）まで、以上、3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、承認案件につきまして御説明を申し上げます。

承認第2号、集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定についての専

決処分の承認につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく、公募によらない選定により、一般社団法人加茂の里づくり会を指定管理者に指定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月1日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

承認第4号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

おはようございます。私のほうから承認第2号について御説明させていただきます。

集落活動センター加茂の里につきましては、加茂の里づくり会を指定管理者として指定をしておりましたが、令和4年3月31日で期間が満了となりました。令和4年3月佐川町議会定例会閉会後の令和4年4月1日付で加茂の里づくり会が法人化されたことから、これまでの管理実績等も踏まえまして、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく、公募によらない選定により、一般社団法人加茂の里づくり会を当施設の指定管理者として指定することを令和4年4月1日に専決処分したものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とするものです。

説明は以上です。よろしくお願いをいたします。

税務課長（真辺美紀君）

私からは、承認第3号と承認第4号について説明をさせていただきます。まず初めに、承認第3号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定に

つきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い改正を行ったものでございます。

参考資料のほうで説明をさせていただきます。参考資料、承認第3号と書いてあるものを御準備ください。

この資料の1ページ目と2ページ目は今回の地方税の改正の概要となっています。このうち当町の条例改正に関するものだけ説明をいたします。

1番、固定資産税等の土地についてです。新型コロナの影響を踏まえ、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額について、前年度の課税標準額からの上昇幅を現行の5%から2.5%に変更するものでございます。なお、佐川町内に該当する地域はございません。

2番、法人事業税は都道府県民税ですので、説明は省略いたします。

3番、個人住民税の住宅ローン控除です。令和3年12月末までが期限であった住宅ローンの税額控除について、期間を令和7年まで延長するものでございます。

続きまして2ページをごらんください。

4番、納税環境整備です。e L T A Xとは地方税における手続をインターネットを利用して、電子的に行うシステムのことで、平成22年には全国全ての地方団体がe L T A Xに接続し、その後、対象手続が順次追加され、利用範囲が拡大されています。令和4年度におきましても、引き続きデジタル化を推進することで、納税者や特別徴収義務者の利便性の向上を図るとともに、収納機関側の業務の効率化にもつなげようとするものでございます。

5番、固定資産税等の特例の1番上の項目です。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、建物の省エネルギー対策を促進するため、一定の基準を満たす省エネ改修を行った住宅の固定資産税について、減額措置を実施するものでございます。

続きまして、3ページと4ページをごらんください。

主な改正は先ほど、こちらは佐川町税条例の改正の概要でございます。主な内容は先ほど説明いたしましたとおりです。そのほかに、法律改正に伴う条文の番号の改正も含まれています。それぞれの条例の施行日は条例改正案に記載のとおりで、施行日の記載のないものは令和4年4月1日が施行日となります。

このあと、5ページから20ページは新旧対照表となっています。

続きまして、承認第4号の資料をごらんください。

承認第4号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、負担の公平性の確保及び、中間所得層の負担を軽減する観点から、課税限度額の上限を引き上げるものでございます。この改正により、基

礎課税額に係る課税限度額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額、及び、介護納付金課税額に係る課税限度額の3つの額の合計が99万円から102万円に変更となります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（西森勝仁君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

失礼しました。もとへ。

賛成多数。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第9、議案第43号、令和4年度佐川町一般会計補正予算について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案について御説明申し上げます。

議案第43号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第1号）につきました

ては、今回、歳入歳出それぞれ1,083万5千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ92億1,477万9千円とするものであります。なお、詳細につきましては、担当課長から説明をしていただきますのでよろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第43号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第1号）につきまして、説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書10ページ、11ページをお開きください。

1番目の表になります。2款、1項、5目電子計算費の補正につきましては、当初予算計上時に委託料に一括計上しておりました庁内次期ネットワーク構築業務に係る予算のうち、無停電電源装置やサーバーなどの備品購入費に該当する経費、5,247万9千円につきまして、12節委託料から17節備品購入費に補正を行うものです。

次の4款、1項、2目予防費、12節委託料、92万4千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に対応するためのシステム改修委託に係る費用となります。

次の表の5款、2項、2目林業振興費、12節委託料、770万円につきましては、おもちゃ美術館の設備設計や備品購入計画などの実施設計業務委託に係る費用となります。

最後の表になります。

6款、1項、1目商工振興費の補正につきましては、2023年春からのNHK連続テレビ小説らんまんの放送を契機に実施する関係事業の経費となります。

7節報償費23万1千円につきましては、町内の関係機関と連携を図りながら、町全体で事業を進めるため、今後、立ち上げを予定しております推進協議会委員の謝礼金となります。

次の段の12節委託料、198万円につきましては、牧野博士を顕彰し、観光振興及び産業振興を図る事業を実施するための事業実施計画の作成、及びアドバイザー業務委託に係る費用となります。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

1枚お戻りいただきまして、8ページ、9ページをお願いします。

上の表、14款、2項、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金92万4千円は先ほど歳出で説明をさせていただきました新型コロナウイルスワクチン4回目接種に対応するシステム改修費用に対する補助金となっております。

次の表をお願いします。18款、1項、1目財政調整基金繰入金の221万1千円は今回の補正における歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れを行うものです。

その下の2目その他基金繰入金770万円につきましても、あ、ごめんなさい。770万円につきましては、先ほど歳出で説明をさせていただきました、おもちゃ美術館実施設計委託料の財源としてふるさと納税寄附金基金から繰り入れを行うものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（西森勝仁君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番（橋元陽一君）

今説明いただきました歳出のほうでのおもちゃ美術館の実施設計の委託料にかかわってございますが、この間、説明の中でおもちゃ美術館の規模をですね、今660平米やったですかね。少し縮小するっていうこともちょっと答弁の中にもあったと思うんですけども、その規模は縮小せずにそのままの形で実施設計を組まれるのかどうか教えてください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

規模については当初の予定どおりの規模で行うこととなります。で、おもちゃ美術館の建物の中にはおもちゃ美術館の設備とあとおむつ替え室等の設備、あとDIYの設備も含めての面積が大体660平米程度になります。以上です。

5番（橋元陽一君）

そしたら当初の計画どおりの規模で整備計画は進んでいくということで捉えていいということで確認させていただきました。ありがとうございます。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、令和 4 年度佐川町一般会計補正予算について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、臨時会の閉会にあたりまして、御挨拶をさせていただきます。

本日は、本臨時会に提案いたしました議案等につきまして、適切なる御決定を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

令和 4 年度の補正予算の御承認をいただきましたので、またとないチャンスであります、来年秋に放送予定の NHK らんまんに向け、推進協議会を立ち上げ、関係機関とも密に連携し、スピード感を持って観光振興、産業振興の取り組みを進めてまいります。

そして、道の駅へ併設を決定いたしましたおもちゃ美術館の整備につきましては、集客力のある全国にない佐川町ならではの施設整備を進めてまいります。議員の皆様におかれましても今後とも御支援御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染につきましては、4 回目の接種も進みつつあります。御自身だけでなく、御家族や大切な方を守るために、さらには地域医療の体制を維持するため、議員の皆様方、町民の皆様方には引き続き感染予防対策の徹底につきまして、重ねて御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、季節の変わり目につき、体調管理には十分気をつけていただき、体を動かすなど健康づくりにも心がけてお過ごしいただきたいと思っております。

今後とも、執行部に対しまして御指導御鞭撻をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

本日の会議はこれもちまして終わります。令和 4 年第 2 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時30分